

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策

(ギリシャ全土における制限措置)

新型コロナウイルス感染症対策としてギリシャ全土で義務づけられている制限措置が9月15日まで延長されましたので、お知らせさせていただきます。個人に対する違反金は原則として150ユーロで、3歳以下の子供と医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者はマスク着用義務を負わないとされています。

なお、先日来お伝えさせていただいているとおり、感染拡大が広がっている地域に関しては下記に加えて追加制限措置が課せられていますので、併せてご注意ください。同地域別追加制限措置としてアテネを含むアッティカ県やテサロニキなどに対しては、飲食店の深夜早朝営業禁止やイベント人数制限(50人まで)が課せられています。また、更に感染拡大が深刻なパロス、ミコノスなどに対しては、飲食店の深夜早朝営業禁止・テーブルあたりの座席数制限(4人、家族は6人まで)、イベントの禁止、9人以上の集会禁止、屋内屋外を問わないマスク着用義務という厳しい制限が課せられております。

■ギリシャ全土における制限措置

- 1 店内(「ライキ」等の路上市場を含む)における人数制限、マスク着用義務および他人との距離1.5メートル以上の保持義務を継続。バーでは、客によるバーカウンターの使用禁止(60平方メートル以下の店舗を除く)。
- 2 有料ビーチでは、人数上限(1000平方メートルにつき40人)および周囲との距離の保持義務(パラソルの間隔は4メートル以上)を継続し、体の接触がある団体スポーツは禁止。
- 3 教会等宗教的施設内での人数制限、マスク着用義務(ただし、儀式を行う者のみは除く)および他人との距離1.5メートル以上の保持義務を継続。
- 4 冠婚葬祭およびこれらに関連する集会・パーティー等での人数制限(主催者及び運営補助員を除き上限100人まで)を継続(違反金は、客1人につき150ユーロずつ)。
- 5 他人との距離が取れない屋外での集会におけるマスク着用義務を継続。

6 公共交通機関(メロ、バス、長距離バス、駅内等を含む)におけるマスク着用義務、他人との距離1.5メートル以上の保持義務および乗客数上限65%を継続。ケーブルカーについては乗客上限50%までを継続。

7 自家用車(タクシーを含む)の人数上限(7人乗りまでの自動車は運転手含めて4人まで、8、9人乗りの自動車は運転手含めて6人まで)を継続。ただし、未成年の子供は親と同乗する場合には対象外。

8 空港内、航空機内(国内・国際便ともに)におけるマスク着用義務を継続。

9 フェリー等、船舶において、乗客数上限(キャビンのあるフェリーは乗客85%、ないものは80%。ハイスピード・フェリーは、HEPA 式高性能フィルターのあるものは80%、ないものは50%。1キャビンにつき乗客は2人まで(家族は4人まで可))、屋内・室外でのマスク着用義務および他人との距離1.5メートル以上の保持義務を継続。

10 クルーズ船は、1回目の寄港地はヴォロス、イラクリオン、カタコロス、ケルキラ、ピレウス、ロドスに限る。クルーズ船を除くレジャー船(海外からのもの含む)に関しては、乗客数上限、他人との距離1.5メートル以上の保持義務、キャビン空室維持の義務(キャビンが10~14室の場合は1室を、15室以上ある場合は2室を空室としておかなければならない)を継続。クルーズ船を除く観光船は、乗客数上限(80%まで)および他人との距離1.5メートル以上の保持義務を継続。

11 遺跡(屋外)においては、ガイド付き訪問の場合はマスク着用義務および他人との距離1.5メートル以上の保持義務を継続。博物館・美術館等においては、マスク着用義務および他人との距離の保持義務(屋外では1.5メートル以上、屋内では他人との距離2メートル以上)を継続。グループ訪問の人数上限は18人まで。洞窟では、客数上限(5~10平方メートルにつき1人)、マスク・手袋の着用義務および他人との距離2メートル以上の保持義務を継続。

12 福祉施設(養老院、児童養護施設等)、軍事施設、難民収容施設・キャンプ内でのマスク着用義務を継続。

13 高齢者福祉施設への訪問者の全面的な禁止を継続。従業員が5日間以上の休暇から復帰する場合は、48時間以内のPCR検査(陰性)結果提示義務を負う。

14 病院への見舞客の訪問禁止(ただし、一部除外規定あり)。

15 病院、検査所等においてマスク着用の義務における違反金は300ユーロとし、他人との距離1.5メートル以上の保持義務を継続。

16 公的施設内(オフィスや屋外エリア等を含む)での、他人との距離1.5メートル以上の保持義務の継続。

17 高齢者用レクリエーション施設(K A T H)の営業禁止の継続(※同制限については、9月30日まで有効)。

18 地域守護聖人祭およびそれに類する公開イベントの禁止。18 地域守護聖人祭、及びそれに類する公開イベントの禁止。

在ギリシャ日本国大使館

電 話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:consular@at.mofa.go.jp

